

第3回 東京都児童福祉審議会本委員会 議事録

1 日時 平成24年1月5日（木曜日）16時00分から

2 場所 都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 新委員紹介

2 福祉保健局長挨拶

3 議 事

（1）児童福祉施設の設備及び運営基準について

4 報 告

（1）専門部会（児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて）緊急提言について

（2）里親事例に関する児童虐待死亡事例等検証部会の審議及び都における取組について

5 今後の予定

(閉会)

4 出席委員

網野委員長 松原副委員長 石阪委員 磯谷委員 大谷委員 柏女委員 加藤委員

高田委員 高野委員 花崎委員 松下委員 渡辺象委員

秋山委員 今田委員 遠藤委員 小野委員 高塚委員 高橋委員 中板委員 栄澤委員

平湯委員 南山委員 武藤委員 村井委員 山口委員 山本委員 渡邊委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿

資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

資料3－1 児童福祉審議会・専門部会（児童福祉施設の設備及び運営基準について）の設置及び審議内容について

資料3－2 今回の審議対象とする施設種別の概要及び基準案について

資料3－3 保育の質の確保・向上に向けて

資料3－4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）

資料4 専門部会（児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて）緊急提言

資料5 里親事例に関する児童虐待死亡事例等検証部会の審議及び都における取組について

○計画課長　お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより東京都児童福祉審議会を始めさせていただきたいと思います。

皆様、新年明けましておめでとうございます。本日は新年早々のお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当審議会の事務局の書記を担当させていただきます福祉保健局少子社会対策部計画課長をしております高際と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

失礼して、座って進めさせていただきます。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告をさせていただきます。

本審議会の委員数は今期、本委員32名でございます。

本日、所用のため御欠席と御連絡をいたしている委員は、石崎委員、犬塚委員、木村委員、成澤委員、鈴木委員の5名、御出席とお返事をいたしている委員は27名でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。

少々遅れていらっしゃる委員の方がいらっしゃいますが、その他の委員はおそろいでございますので、始めさせていただきます。

まず初めに、お手元に会議資料を配布してございますので、御確認をお願いいたします。

資料1　　東京都児童福祉審議会委員名簿

資料2　　東京都児童福祉審議会行政側名簿

資料3－1　児童福祉審議会・専門部会（児童福祉施設の設備及び運営基準について）の設置及び審議内容について

資料3－2　今回審議対象とする施設種別の概要と基準案

資料3－3　保育の質の確保・向上に向けて

資料3－4　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）

資料4　　専門部会（児童虐待　地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて）緊急提言

資料5　　里親事例に関する児童虐待死亡事例等検証部会における審議及び都の取組について

また、6月に開催いたしました第2回本委員会の議事録と、後ほど御報告をさせていただきますけれども、11月に開催をいたしました、児童福祉施設の設備及び運営基準に関する専門部会の議事録を置かせていただいております。

過不足ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、マイクの御使用に当たりましては、目の前のマイクスタンドにございます赤いボタンを押していただきまして、御発言をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、昨年6月14日に開催いたしました第2回本委員会以降、新たに御就任いただきました委員の皆様について資料1の名簿の順番で御紹介をさせていただきます。

初めに、松下玲子委員でございます。

続きまして、今田義夫委員でございます。

遠藤和幸委員でございます。

南山徳英委員でございます。

武藤素明委員でございます。

山本恒雄委員でございます。遅れていらっしゃるようなので、後ほど御紹介をさせていただきます。

また、都民代表でいらっしゃいました、佐藤麻由美委員は御事情により辞退のお申し出をお受けしております。

行政側につきましても、昨年8月1日付で幹事に異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

幹事長を務めます、福祉保健局少子社会対策部長の桃原でございます。

幹事を務めます、企画担当部長の浜でございます。

同じく幹事を務めます、事業推進担当部長の秀嶋でございます。

それでは、ここで杉村福祉保健局長からごあいさつを申し上げます。

○福祉保健局長 皆様、改めまして明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひを申し上げます。

委員の皆様には、本当に日ごろから東京都の児童福祉行政に御理解と御支援を賜りまして、誠にありがとうございます。また、今、司会の方からもございましたが、新年早々の大変忙しい時期に会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

前回の児童福祉審議会が6月のまだ本当に大震災で混乱をしている中で開かれたわけですが、現時点でもまだ3,450人も行方不明者がいる、そして、30万人の方が非常に寒い仮設住宅に入って、あるいは避難をされている状況でございまして、まだまだ大変な状況が続いております。東京都としても現時点では医療救護とか、そういう短期的な支援については一応、区

切りをつけたわけですが、今、児童相談所の方から児童心理司を長期派遣しておりますし、保健所の方からは公衆衛生医と看護師、保健師を派遣するという取組みをしてございます。

今後とも大震災の対応につきましては、十分現地の方と連絡をとりながら支援を続けていきたいと考えております。支援に当たりましても、委員の皆様方から大変な御協力をちょうだいしましたことを重ねて御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

前回の6月の委員会以降、8月に大変残念な事件が起こりました。私から申し上げるまでもございませんけれども、東京都が進めております養育家庭の里親が里子を死亡させた疑いで8月に逮捕されたということがございました。まだ里親は容疑を否認しておりますけれども、いずれにしても東京都が非常に大事にこれまで進めてまいりました養育家庭において、そういう事件が起こったこと自体が大きな問題だということで、大変重く受け止めております。

現在、もう少し養育家庭、里親を孤立させない、あるいは途中で養育が困難になったときに適切な支援をすることができる、あるいは地域でもっと適切なサポートができないだろうかということで、児童相談所を中心として子供家庭センターあるいはその他の関係機関と連絡をとりながら、いろいろな方策を検討している最中でございます。

それと併せまして死亡事例等検討部会の中で部会の先生方に支援策等を今、検討していただいておりまして、そうしたことを踏まえて来年度に向けて東京都としてもしっかり養育家庭のサポート体制を充実させていきたいと考えてございます。これはまた後ほど、詳しく御報告させていただきます。

これも昨年の夏ですが、国が発表した数字によりますと、児童虐待が1年間で全国で5万件を超えたということで、前年と比較して1万件も伸びている。また、東京都においても児童相談所での虐待相談の件数が4,000件を超えているという状況でございまして、10年前に比べると、2.5倍の件数になっているという状況がございます。

この児童相談所の虐待対応については、東京都も随分前から局の最重要課題と位置づけて、児童相談所の児童福祉司の強化はもとより、区市町村の子供家庭支援センターの充実ですとか、さまざまな点に取り組んでまいりましたけれども、残念ながらまだまだそういう相談件数が右肩上がりに伸びているという状況でございます。

これにつきましては、もっともっと充実をしていかなくてはいけないだろうという認識でございまして、現在、児童福祉審議会の専門部会の中でさまざまな検討をしていただいているところでございます。これにつきましても後ほど、報告事項で詳しく報告をさせていただきたいと思います。

いざれにいたしましても、今、申し上げました東京都の養育家庭制度の問題、児童虐待の対応を含めまして、当審議会の委員の皆様方に御検討いただく課題というのは本当に大きい、そして、広い部分があるわけでございまして、委員の皆様には今後もいろいろ形で御尽力をお願いしなければいけないと思っております。改めてどうか今年もよろしくお願ひを申し上げます。

そして、今日の議題につきましては、地方分権の一環で福祉施設についての基準を東京都が条例で定めるということがございまして、これについても今まで部会で検討していただいたわけですが、今日は、東京都が定める児童福祉施設の設備・運営基準の案を示せていただいておりまして、これについて御審議をいただきたいと思っております。御審議をいただいた後、東京都として条例を制定ということに向けて準備を進めていきたいと考えております。

いざれにいたしましても、繰り返しになりますけれども、本当にこれからも大変お世話になると思います。どうかよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございます。

○計画課長 それでは、この後の進行については網野委員長にお願いをいたします。よろしくお願いします。

○網野委員長 皆様、改めまして明けましておめでとうございます。

新年早々、お集まりいただきまして、ただいまから、本期第3回目に当たりますが、東京都児童福祉審議会本委員会を開催いたします。

先ほど杉村局長からのお話にもございましたが、昨年は、東日本大震災を始め国内外、非常に多事多難な年であったと思います。実は前回の本委員会でも報告させていただきましたが、昨年の1月、審議会の委員として特に専門部会部会長として活躍されました、庄司順一先生がお亡くなりになりました。

皆様はほとんど御承知かと思いますが、昨年の12月、高橋重宏先生がお亡くなりになりました。この審議会の委員としていろいろ御活躍されておられた方です。

庄司先生も高橋先生も60代前半の若さで、東京都にとっても、あるいは日本にとってもこれからますますもっと活躍していただきたいと皆さんのが期待していた方々でした。

高橋先生におかれましては、平成20年から子供権利擁護部会の部会長として部会をとりまとめて、いろいろ御尽力いただきました。その以前にも、専門部会の下にあります企画起草委員会では部会長として報告書のとりまとめの中心となって取り組んでいただきました。本当に東京都児童福祉審議会として多大な御尽力を賜った方でございます。この訃報は誠に残念なことでありました。謹んで御冥福をお祈りいたしたいと思います。

なお、この部会長につきましては、児童福祉審議会条例施行規則第5条によりまして、部会

委員の互選となっております。先日開催されました子供権利擁護部会におきまして、新たな部会長に、これまで副部会長をしていただいておりました松原副委員長が選任されたと伺っております。松原副委員長、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

まず、議事ですが、第一に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について」、この件で進めたいと思います。

昨年、6月に開催されました本委員会、そのときに2つの事柄について審議することを決定しております。まず1つは、国の地域主権改革の動きに基づきまして「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」について、都道府県等に条例委任されることに伴いまして、国の政省令が公布された後に、専門部会を設置して審議するというものでした。

もう一つは、先ほどもお話がございましたような深刻化する児童虐待、このことに対応する内容として「児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて」をテーマにしまして、専門部会を設置し、審議するという、この2つでした。

これらにつきましては、さきの本委員会の後に専門部会を設置しまして、審議が行われております。

そこでまず、本日はこの件について御報告をしていただきます。

それでは、まず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に係る専門部会について触れたいと思います。部会の委員は委員長に一任させていただき、臨時委員は委員長と副委員長、事務局で調整して進めていくということで、御了解をいただいておりました。

構成委員は、石阪委員、加藤委員、成澤委員、今田委員、遠藤委員、南山委員、武藤委員とし、柏女委員に部会長をお引き受けいただきました。私自身もオブザーバーとして参加させていただきました。

この部会は、国の政省令が昨年10月7日に公布されたことに伴いまして、その後、速やかに審議に入るということで、11月下旬に設置されております。

それでは、この部会での審議内容について事務局から御説明をお願いします。

○計画課長 それでは、資料3-1に基づきまして、昨年11月21日に開催されました専門部会におきまして、事務局から御説明を申し上げました内容と各委員からいただいた御意見などについて御説明をさせていただきます。

1ページは、当専門部会の設置の背景となる国の動きなど、これまでの経過についてまとめたものです。既に皆様、御案内のところでございますので、手短に御説明をさせていただきま

す。

まず、平成21年12月に閣議決定されました「地方分権推進計画」におきまして、ここに記載してございますような方針が示されました。1点が、これまで国が全国一律に定めてきた児童福祉施設の設備・運営基準について、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市が制定する条例に委任すること。

それから、都道府県等が条例を定めるに当たりまして、国の基準に従うべきもの、基準を標準として定めるもの、基準を参照して定めるものの3つの類型が設定されたこと。

基準のうち職員の資格や人数、居室面積などは国が示す基準に従わなければならぬとされていましたが、保育所の居室面積基準については東京等の一部の地域について、待機児童解消までの一時的措置として、合理的な理由がある範囲内で国の基準と異なる内容を定めること、基準の緩和を認めるといった方針でございます。

その翌年3月に、地域主権改革の第1次一括法案が提出されたことを受けまして、11月に開催した児童福祉審議会第1回の本委員会におきまして、喫緊の課題である都の待機児童対策の方向性を早期に定め、法案成立後、速やかに条例制定の手続を進めるため、専門部会を設置して保育所の設備・運営基準やその他、待機児童解消に向けた取組み等について審議するということが決定されたところでございます。

その後、専門部会は3回開催されまして、法律が成立していない段階でございましたことから、検討結果を議論の整理としてとりまとめていただきまして、昨年6月14日の本委員会で報告がされたところです。こちらは、資料3-1の7ページに保育に関する検討経過の概要を記載してございますので、ごらんをいただければと思います。

こちらで御検討いただくに当たっての東京都の提案の内容なのですけれども、2の③のアにございますように「0歳児、1歳児1人当たり3.3m²以上とする。ただし、厚生労働大臣が指定する地域において、年度の途中に定員を超えて入所させる場合の面積は、1人当たり2.5m²以上とする」というものです。

専門部会の中で御検討いただく中で、下に記載をしてございますとおり、面積の緩和は選択肢として最終段階で考えるべきであり、もう少し時間をかけて法案の行方も勘案しつつ議論すべきという御意見もございましたけれども、多数意見といたしましては、待機児童対策については施設整備を中心進めるべきであるが、緊急一時的な措置として年度途中に限って面積基準を2.5m²に緩和し、さらなる定員の弾力化を図ることも対策の1つであり、都の提案内容を了承するというものであった旨、御報告をいただきまして、本委員会においても御了承を

いただいたところでございます。

当日の審議内容の詳細につきましては、机上に議事録を置かせていただいておりますので、後ほど御確認をいただきたいと思っております。同じものは東京都のホームページにおいても掲載をさせていただいております。

お手数ですが、1ページ目にお戻りをいただければと思います。

提案されました一括法案につきましては、前回の本委員会に先立ちます5月2日に公布をされまして、24年4月1日から施行されることとなりました。こちらの法律において正式に、都道府県等が児童福祉施設の設備及び運営について条例で基準を定めるということ、それから、条例を定めるに当たっての基準については別途、省令で定められるとされましたことから、前回の本委員会におきまして、先ほど委員長からお話がございましたとおり、省令公布後、都が定める条例及び規則の内容について審議する、また、その立案に資するということを目的としたとして、専門部会を設置することについて決定をいただいたという経過でございます。

その後、10月7日にその省令が公布されたことを受けまして、昨年11月21日に専門部会を開催させていただきました。

専門部会での審議内容については、2ページ以降に記載をさせていただいております。

まず、今回の御審議いただく対象とする施設は（1）にございます9つでございます。

これらのうち情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センターの2つについては、現在、都内で未設置でございますけれども、児童福祉法上の児童福祉施設として位置づけられてございますので、東京都の条例及び規則におきましても国基準と同様に規定することを考えてございます。

また、児童福祉法で規定されている障害児の施設でございますが、今月か来月でございましょうか、これから設備・運営基準に関する省令が公布される予定と聞いてございますので、省令公布後、改めて専門部会を開催させていただきまして、御審議をちょうだいできればと思っております。

次に、条例と規則の構成ということで記載をしてございますが、東京都において児童福祉施設の設備・運営に関する基準は条例と規則で規定することになります。いずれの事項を条例で規定し、いずれを規則で規定するかというのは、介護保険法や老人保健法、障害者自立支援法などほかの法律に基づいて条例委任される施設の基準などと併せまして、今後、府内で詳細な調整がなされることになりますけれども、設備・運営に必要となる職員などの基本的な事項については条例で、規則についてはそれを補完する詳細な事項について規定することを考えてご

ざいます。

また、下の表に記載をしておりますが、条例、規則ともに現在の国基準と同様のスタイルで、第一章に総則といたしまして、都が定める基準の目的、それから、都道府県はその基準を常に向上させるよう努めること、また、児童福祉施設は基準を超えて常に設備及び運営の向上をさせなければならないこと、職員の一般的要件や虐待の禁止、衛生管理、秘密保持、こうした児童福祉施設全般に係る事項を規定いたしまして、第二章以降で施設種別ごとの章立てといたしまして、各施設に関する基準を規定するということを考えてございます。

3ページに、具体的な基準案について記載をさせていただいております。

まず、保育所を除きます8つの施設種別につきましては、施設を整備、運営する上で必要不可欠なものとして、国が定めています基準に基づきまして規定をいたします。

保育所につきましては、現在、東京都において乳幼児の健康・安全の確保などの観点から「東京都保育所設置認可等事務取扱要綱」を定めまして、認可等を行っております。要綱は基本的に国の最低基準や解釈通知などに基づいて作成をしておりますが、一部に東京都独自の上乗せ規定を設けております。

今回、東京都が定める条例においては、要綱で定める都独自の上乗せ規定のうち、実態として標準化されており、引き続きすべての認可保育所に求めるべき基準として、条例・規則の一部に東京都独自の規定を設けることを考えております。また、前回の本委員会で御了承いただきました居室面積の特例措置についても規定をしたいと考えております。

保育所に関して、具体的には下の表をごらんいただければと思います。

まず、国基準で「従うべき基準」とされた事項について、東京都独自に上乗せをするものでございますけれども、まず1つ目が乳児室、ほふく室の面積でございます。国基準では子供の発達段階に応じまして、乳児室については、ほふくしない段階の乳児または満2歳に満たない幼児1人につき 1.6 m^2 以上、ほふく室については、ほふくする段階の乳児または満2歳に満たない幼児1人につき 3.3 m^2 以上とされておりますけれども、東京都においては乳児室またはほふく室の面積について乳児または満2歳に満たない幼児1人につき 3.3 m^2 以上と規定をいたします。

また、国において、既存の幼稚園または保育所が新たに認定こども園を運営するために新たに認可保育所を設置等する場合には、もう一方の認可を取得しやすくなるために満3歳以上児の保育室または遊戯室の面積、職員資格について認可の基準を大幅に緩めるという特例措置を設けてございます。しかし、東京都の認定こども園の基準に関する条例においては、保育及び

教育の質の確保の観点から特例措置を設けておりません。そうした並びから、今回の条例においても東京都においては特例措置を規定しないということで考えております。

次に、国基準で「標準」とされた事項でございますが、こちらは合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた都独自の基準を規定するものということで、先ほど来、御説明申し上げました年度途中に定員を超えて入所させる場合の特例措置に当たります。

次に、国基準で「参酌すべき基準」とされた事項について東京都独自の基準を規定するものといたしましては、乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所に設置が義務づけられております医務室についてです。国基準では満2歳以上の幼児を入所させる保育所には義務づけがありませんけれども、東京都は要綱で設置を求めておりますので、条例においても同様に必置の規定としたいと考えております。

また、既存の幼稚園または保育所が新たに認定こども園を運営する場合の特例について、屋外遊技場についてでございますけれども、こちらも国の方では「参酌すべき基準」ということで分類されておりますが、先ほどと同様な理由によりまして、東京都の条例においては特例措置の規定を設けないことを予定しております。

保育所の最後になりますが、国基準ではなく、東京都独自に規定するものとしては、開所時間に関する基準でございます。東京都は要綱で11時間開所を基本とするということで定めておりまして、指導を行っているところであります。条例においても同様に11時間開所というものの規定をいたしたいと思っております。

4ページ、施設種別ごとの基準案ということで、お手数ですが資料3-2をごらんくださいませ。1ページ目に今回、御審議をいただきます施設種別について、その施設の目的と右の欄で23年11月現在の設置数を記載しております。

2ページ以降、それぞれの施設ごとに職員の配置や資格に関する基準、設備の基準など東京都の条例及び規則に定める基準の案について一覧で記載をしてございます。各表の真ん中より少し左側に「分類」という欄がございます。これが申し上げました「従うべき基準」か「参酌すべき基準」か「標準」かという、国が定めた基準の類型について記載をしてございます。

なお、5ページ以降に保育所の一覧をお付けしております。保育所については先ほど申し上げましたとおり、現行の国基準にはない、東京都独自の基準を定めるということを考えておりますので、右の欄にその内容を記載しております。

この中段より少し下に乳児室、ほふく室等の面積基準の項目というのがございますが、こちらが先ほど申し上げました整備法附則第4条の規定によります、東京等の一部の区域に限り待

機児童解消までの時限的措置として、平成27年3月31日まで厚生労働省令で定める基準を標準とすると定められておりますので、その旨、記載をしてございます。各施設の基準の中で標準として扱っておりますのは、保育所のこの事項のみとなっております。

以上、専門部会におきまして事務局から東京都が定める基準案について御説明を申し上げまして、その後、資料3-1の4ページの（5）に記載をしておりますけれども、ここに記載をしております2点が昨年度の保育に関する専門部会で御検討いただいた際に、残された課題とされた点でございまして、こちらの内容について御説明をさせていただきました。

こちらは先ほど御説明申し上げましたが、保育の面積基準について御議論いただきまして、検討結果を議論の整理としてまとめていただいたのですけれども、その際、委員から設備基準と関連する保育の質について政省令が示された段階で再度、審議することとしたいという御意見ですか、面積基準の緩和による子供への影響について懸念される意見も出されたので、認証保育所での運営実績や基準緩和後のモニタリングなど、東京都に何らかの検証を行うよう求める、そういった御意見をちょうどいいいたしましたので、基準案を御審議いただくに当たりまして、この点についても併せて御説明をさせていただくものでございます。

それでは、昨年の専門部会で残された2点の課題につきまして、保育支援課長の多田より御説明をさせていただきます。

○保育支援課長 それでは、私の方からお手元の資料3-3に基づきまして、保育の質の確保・向上に向けた都の取組みについて説明させていただきます。

3-3の1ページ、横長の表になっております。こちらを中心に説明させていただきます。こちらは、保育の質に関連して現在、都において取り組んでいる事項を体系的に整理した図となっております。上から順に見ていただきたいと思いますが、出典は21年の国の社会保障審議会少子化対策特別部会の資料から引用しております。

保育の質を支える要素ということで4点ございまして、（1）が設備基準、面積等の物理的環境、（2）保育者の配置等、（3）保育内容、（4）保育者の質・専門性となっております。左端を見ていただきますと、こうした保育の質の確保・向上のための仕組みが設けられています。、

まず、今、御説明した（1）物理的環境、（2）保育者の配置等につきましては、これまで児童福祉施設の最低基準で規定されていたところになります。また、（3）保育内容につきましては、国の告示であります保育所保育指針により定められているところです。（4）保育者の質・専門性につきましては、保育者の養成、研修を始めとした取組みとともに、第三者評価や都による指導監督も併せて質の確保に向けた体制の整備を図ってきているところです。

これらの項目について、それぞれ今、どういう取組みがされているかということにつきまして、右から左に矢印が付いているかと思いますが、児童福祉施設の最低基準を満たす上で、基本的には最低基準による人員配置を行うのに必要な経費は、国の運営費負担金によって賄われているところですけれども、それに上乗せする形で各区市町村で現在、独自に取り組まれているものにつきましては、例えば区部については都区財政調整制度という仕組みの中で基準財政需要額の中で人員の上乗せ配置等の経費が算定されているということであったり、また、市町村部につきましては子育て推進交付金により財源が保障されているという仕組みになっております。

保育所保育指針については説明を省略いたします。

次の保育士の養成につきましては、現在、保育団体を始めとする関係団体において保育士の資質向上のための研修、専門研修等が行われております。

また、都、区市町村におきましては、こうした研修の実施と併せて研修受講のために必要な経費等の支援を行っており、区市町村ごとに保育者を支援するための各保育所への訪問相談や巡回指導等も行っているところです。

また、都の取組みとして、現在、保育所整備を進めていく中で保育士の確保が非常に難しい状況を踏まえまして、保育者の有資格者を中心に掘り起こしを図るための保育人材確保事業を実施しているところです。

左にそれぞれ◎が付いておりますけれども、こちらは先ほども説明がありましたとおり、前回の保育所の設備・運営基準に関する専門部会でまとめられました議論の整理の中で今後の待機児童対策を進める上で留意すべき事項として、特に保育の質に関連して列挙されている事項となっております。

次に、評価の部分になります。こちらについては、現在、東京都において福祉サービス第三者評価ということで3年に1回以上の受審が努力義務とされております。

また、指導監査につきましても定期的な一般指導検査に加えまして、必要に応じて特別指導検査も行われております。

今、申し上げましたもののうち、保育士の養成や研修に関わるところが2～7ページにわたって、関連資料として付いております。また、保育人材確保については8ページ、第三者評価については9ページに併せて付けておりますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、10ページ。こちらは同じく先ほどの「議論の整理」の中で保育の質の確保とともに挙げられました2つ目の課題となります、面積基準の緩和による影響についての検証に

関する資料となっております。

具体的な内容ですけれども、認証保育所につきまして平成21年度の第三者評価利用者調査結果の全体の集計を更に分析したものとなっております。現在、認証保育所につきましては、年度途中において2.5m²まで面積基準を弾力化することができる仕組みとなっておりますけれども、実際に21年10月1日現在の調査時点で面積基準の弾力化を図った左側の3.3m²未満のグループと右側の弾力化をしなかった3.3m²以上のグループで、それぞれ第三者評価の利用者の調査の結果がどれぐらいの数値の差が出るかということで分析をしたものとなっております。

1～15まで項目がありまして、それぞれについて満足度等の指標がまとめられておりますので、比較していただきたいと思いますけれども、弾力化を図っていないところに比べて図ったところの方が数値としてよい結果が出ているということになっております。検証の1つの試みの例ということで見ていただければと思います。

最後になりますけれども、11～14ページまでが平成19年度の東京都福祉保健基礎調査の報告書になっております。こちらは、子供の預け先を選ぶ際にどういうことを重視するかについて、認可、認証保育所等の比較を行った資料となっておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上です。

○計画課長 それでは、事務局からの説明の最後になりますけれども、専門部会での各委員の皆様からいただきました御意見と審議結果について御報告をさせていただきます。

資料3－1の4ページをお開きいただければと思います。

11月21日の部会では本当にさまざまな御意見をちょうだいいたしました。議事録について席にお配りをしておりますが、主なものについてまとめたのが（6）になります。少しこの場で御紹介をさせていただきます。

まず、条例・規則の内容について各施設分野の代表の委員の皆様から御意見、御要望をちょうだいいたしました。昨年、国においては児童福祉施設の最低基準が改正されまして、居室面積の下限の引上げなど改正されたところでありますけれども、委員からは今回はその基準を準用する形でいいのではないかとの御意見と併せて、今後、東京都の社会的養護の水準を確保するための基準の改定、基準を向上させることを検討してほしいという御要望をいただきました。

また、今後のさらなる改定という点では、乳児院においては人員配置を手厚くしてほしいと

の御要望。それから、保育所に関しましては現在、国において検討されております、子ども・子育て新システムにおいて今後、設備・運営の基準や財政措置などについての大きな制度改革が予定されておりすることから、そうなった際に一体どうなるのかが心配であるという御懸念もお寄せいただいております。

また、母子生活支援施設については国基準において居室面積の下限が改正はされたものの、実際、現状では施設の建替えが進まず老朽化しているという問題があるという御指摘をちょうだいしました。

5ページ、保育所の面積基準の特例措置に関してでございますけれども、特例地域として指定を受けた区市において、今後、地元区市との話し合いになるのではないかということ、また、どの地域が特例措置できるかというのは自治体側の判断ではなく国が決めるという、制度そのものへの御感想もいただきました。

また、子どもの保育環境に直接的な影響を与えることとなる面積基準の緩和については、待機児童の解消が目的であったとしても最後の手段であって、現在の段階で導入を図るべき対策ではないとの御意見も改めていただきました。

また、基準案とともに質の確保について、離職者対策、職員確保、それから、研修内容の充実ですか、研修に参加しやすい仕組みの検討など、さまざまな貴重な御意見をちょうだいいたしました。

このほか、6ページの「その他」に記載をしておりますけれども、児童虐待の関係につきましても意見交換をいただきまして、施設入所児童において虐待のケースが増えていること、それから、虐待防止を考えるときに子育て支援、保護者への支援ということが重要であって、未然予防という観点から児童福祉施設の機能の拡充、保育所における地域への子育て支援の機能やソーシャルワーク的な機能の拡充を検討してほしいという御意見をいただいております。

ただいま御紹介をさせていただいたもののほか、本当に数多くの御意見をちょうだいいたしまして御審議をいただき、専門部会におきましては事務局から提案をさせていただいた基準案について御了承いただいたところでございます。

3といたしまして、最後に「今後の予定」について御説明を申し上げます。本日、御審議をいただきまして、その結果を踏まえまして東京都において条例及び規則の立案を行ってまいります。

条例・規則の施行でございますが、児童福祉施設の設備・運営基準について都道府県等へ条例委任するという法律の施行が24年4月1日になっておりますので、その期日に間に合わせ

ることができるように立案作業を進めまして、都議会へ条例案を提出したいと考えております。

最後、障害児施設については先ほど申し上げましたとおり、基準に関する省令が公布されました後に改めて専門部会、本委員会を開催いたしまして、そちらでの審議結果を踏まえ、設備・運営に関する東京都の条例・規則の改正を行いたいと思っております。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○網野委員長 ありがとうございました。

非常に急ピッチに審議が進みまして、今のような経過でほぼ内容を確認しました。障害児関係については今後、定めるということになっております。

それでは、この部会のとりまとめをいただきました柏女部会長から全体的にもし御意見、コメントをいただければと思います。

○柏女委員 部会長を務めさせていただきました柏女です。

今、事務局の方から非常に詳しく議論の中身の御紹介がございましたので、とりたてて私の方で申し上げることは、そんなにはございません。

まとめて言えば、障害児関係の施設を除く9つの施設種別についての基準について、保育所を除く8つについてはほぼ国の基準。これは国の基準が昨年6月に大きくかさ上げされているということを受けて、その基準でいいのではないかということになるかと思います。残りの1つの保育所については、一部国の基準の上乗せをする、もう一つ、標準部分については一部緩和をすることによって、その緩和をすることの是非についての議論があったということになるかと思います。

その緩和についての議論の中では、待機児童が全国の言わば3分の1を占める東京都で、しかも、国が標準として緩和をすることが可能だとしている中にあって、東京都が15区9市、ほかの県のものも入っておりますけれども、それに対して緩和はまかりならぬということが適切なのだろうかということを考えたときに、意見としては認証保育所で行われている基準を適用することを考えるべきではないかという意見が大多数であって、一部書面での反対という御意見もございましたが、部会としてはこの基準を了承したということになるかと思います。

その理由として、勿論、子供の最善の利益を考えて私たちは議論をしてきたわけでありますけれども、保育所へ入所できている子供たちの最善の利益、こう考えるならば緩和をしない、あるいはそのかさ上げをもつとしていくということが最も適切だろうということは一致していましたわけですが、認可保育所へ入れない子供たちが今、どんな状況に置かれているのか。そうしたことを考えますと、やはり1人でも入れるようにしていくことが当面の緊急対策としては大

切なことではないだろうか。それが都の子供たちの最善の利益ということにつながっていくのではないかということで、大多数の意見の一一致を見たということが言えるかと思います。

さはさりながら、やはりこの保育の質について更に検討をしていかなければなりませんし、保育の質の向上あるいは保育だけではなく、社会的養護全体も含めた質の向上について議論をしようということで、先ほど御紹介いただきました人員配置や改築の場合の支援、職員確保や研修等について、さまざまな意見があつたということでございます。

なお、先ほど虐待についても御意見がありましたけれども、その意見につきましては是非、別の部会で行われている虐待に関する部会の方に意見を引き継ぎ、そして、議論の素材に乗せていければと思っております。

私からは以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、東京都が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、いろいろ御説明をいただきましたが、これについて部会の委員あるいは部会以外の委員関わりなく、もしこの場でまた御意見、御質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 児童福祉施設にとって最低基準というものは、物すごく大きな位置づけなのです。

これがどう変わるかによって子供たちの保育や養護の質の担保という部分が非常に大きく影響するということになる、これは言うまでもないと思います。

今回、基準改正に伴って国の省令が各都道府県条例化することなのですけれども、10月7日に出された省令公布の中では、前回もこの検討会で発言させていただいたのですが、名称の問題として国の方は基準ですよと、でも、各都道府県の方は基本的にはこれは最低基準なのですよという位置づけをするということなのですけれども、名称としては東京都の条例も単なる基準という形にするのか、国の方は括弧が入っています「(最低基準)」という形になっているのです。その取扱いをどうするのか。

最低基準という形で、これは最低の基準なのですよということをしっかりと位置づけをしたいただきたいというのが私としての要望なのですが、そこの辺りはどうなるのかお聞きしたいなと思います。

○網野委員長 事務局からこの件、お願いします。

○計画課長 前回の専門部会のときにも中間状況というのでしょうか、御説明申し上げました。

まだ名称については決まっておりません。今回の一括法の関係でほかの施設種別も含めまして、

一斉に東京都の方で条例化を図りますので、その中で整理がされていくものと思っております。

ただ、今、武藤委員から御要望という形でいただきました点は、国の基準におきましても、こちらの基準については今後、よりいいものにしていくように検討していかなければいけないという記載もございますので、基本的な考え方としてこれは皆さんにやっていただく最低基準という考え方で進めていくのかなと思っております。

名称については、また追って御報告をさせていただきたいと思います。

○網野委員長 よろしいでしょうか。

○武藤委員 はい。

○網野委員長 ほかにいかがでしょうか。

南山委員、どうぞ。

○南山委員 母子生活支援施設の部分なのですけれども、昨年7月に出されました「社会的養護の課題と将来像」の中でも「母子生活支援施設の課題と将来像」ということで、職員配置の充実ということで母子支援員ですとか少年指導員の増員を要望しているところです。

12月24日の臨時閣議の政府予算案の決定の中で加算によらない人員配置の引上げがなされているのですけれども、要望していました20世帯については母子支援員が2名のところを3名という形で出されています。この結果、最低基準と言いましょうか、東京都の方でいろいろ加算措置していただいている部分とかで何か影響はあるのかどうか、もし今の段階でおわかりになればお願いしたいなと思います。

第三者評価の受審の経費も措置費の算定の中に組み込まれるという情報もあります。現在、サービス推進費の中で第三者評価を受審した場合には加算をいただいているので、その辺の影響が今後あるのかどうか、もし今の段階でわかるようであればお願いしたいのですが。

○網野委員長 お願ひいたします。

○育成支援課長 国の方で24年度に向けた政府原案が出た取扱いにつきましては、現在、私も府内でその取扱いについて検討、精査中でございます。

○網野委員長 今の段階ではそのようなことでよろしいでしょうか。

○南山委員 お願いなのですけれども、それに基づいて東京都の方の基準がそれに取り込まれるとか、そういうことがないような形で現在の加算職員等の配置は守っていただきたいというお願いと被虐待児の個別対応職員の配置の義務化。母子生活支援施設の場合は義務化されていませんので、これも義務化に向けて今後、要望していくという形で課題として要望の中に入っているのですが、こういう形も是非、義務化をしていただいて、母子支援員が増員になったとい

うことで取り込まれることのないようにお願いしたいなと思います。

○網野委員長 この点はよろしくお願ひいたします。

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 高橋です。

先ほど武藤委員からもお話がありましたけれども、特に今、児童養護は業種別施設がボーダレス化しているということで、さまざまな重篤ケースが入ってきてているわけです。ハードの部分が単に面積だけではなくて、質の問題も必要だと思います。例えば虐待を受けてきている子どもたちが施設の中で暴れて物を壊すというのは、今、日常的なことになってきましたし、措置延長の件も厚労省の方で通達が出て、20歳未満までの子どもたちを見る施設の設備の問題は何かしら表現の中に入れていただきたいと思うのです。

○網野委員長 今後、まだ専門部会も開かれますし、あるいはいろいろ行政の段階で条例をつくる際にも今の点はくんでおいていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 秋山です。

待機児童対策ということで面積基準が変わるとしたら、3. 3 m²から2. 5 m²に変わることによって、どのぐらいの効果、数がわかりましたら教えてください。

○保育支援課長 面積基準によって単純に机上の数字だけで何人増えるという形では計算として出せないことはないのですけれども、実際に今回指定を受けている15区9市が都の条例を受けてどういう形で面積の緩和なり、保育所の運営を行うかは各区市の判断になるところで、現在の段階で全施設が2. 5 m²で運営されるとか、そういう性質のものではないので、そういう形での試算はちょっと難しいと思います。

○網野委員長 今の件につきまして、部会長あるいは部会の委員のメンバーの方で何か御発言をいただいく部分はありますでしょうか。

柏女委員、どうぞ。

○柏女委員 記憶で申し訳ございませんけれども、石阪委員がいらっしゃる町田市のケース。町田市は指定ではなかったのですけれども、指定してほしかったという御発言の中のことだったのですが、計算をしたところ、30台だと記憶をしています。35～36人だったような記憶をしております。そんな形です。

実際に町田市は指定されなかつたので、あれですけれども、そんなことでよろしいでしょうか。

○秋山委員 ありがとうございます。

○網野委員長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 先ほども言わせていただいたのですが、最低基準についての改善は私たちにとって影響が非常に大きいということで、今回は保育以外の施設については国の基準をそのまま準用するという形になるということなのですけれども、本来からすると、この審議会等々で特別の専門部会をつくりながら、東京都としての基準がどう在るべきか時間をかけて本当はしっかり論議をしなければいけないと思っております。

ただ余りにも時間がなさ過ぎるので、今回は私、委員の意見としては、当面国の基準を最低基準という形で条例化することについて異論はないのですけれども、是非、この会議で、附帯決議でも何でもいいので、今後、東京都としての水準の在り方をどこの場でもよろしいので、検討するということを意見として申し述べたいなと思っています。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

このことも含んでおきたいと思います。

平湯委員、お願いいたします。

○平湯委員 今の武藤委員の発言を受けて、具体的に文言のレベルで申し上げると、都としては最低基準という名称を使っていただきたいし、内容的にもこれが東京都としての最低基準である、これより将来下がることは許されない、高める努力をする、そういう趣旨の基本的な性格のものにしていただきたいと思います。

○網野委員長 ありがとうございました。

柊澤委員、お願いします。

○柊澤委員 先ほど柏女部会長からのお話を聞いて、私、前回11月の専門部会は委員ではなかつたのですが、議事録を読ませていただきたり、いろいろした中で一応当面の緊急的な措置であり、また、すべての子供の最善の利益という形の中での選択肢というお話の中で、武藤委員がおっしゃるように、これだけのことを決めるのには非常に時間の短い中で、この辺は前回3月のときにも私も発言させていただいて、加藤委員にも了解をしていただいたのですが、最低

基準の面積の中で身を置く保育士の立場という部分も今後、考えていっていただきないとならない。

また、認証の結果が出て、11月の議事録を読んでみても、先ほどの認証の3.3m²を割つた部分での表が果たして本当に狭くてもいいのかという話はまた別個の問題として、何らかの形で、これだけのことですので、何かあったときにはすぐに、それは当然のことなのですけれども、見直しをできる体制を確認事項としてとっておいていただけたらなと思っております。

○網野委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からお願ひします。

○計画課長 本日、御欠席の成澤委員から書面で御意見をちょうだいいたしておりますので、御紹介をさせていただければと思います。読み上げさせていただきます。

今回示された条例及び規則に定める基準案の中で、「国が定める基準を基本とするが、一部に都独自の基準を規定するもの」として、乳児室又はほふく室の面積基準の緩和が挙げられている。

「合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた都独自の基準を設ける」としているが、待機児童解消の継続的な効果が見込めない状況において、「年度の途中に定員を超えて入所させる場合」が「合理的な理由がある範囲内」とは言い難いと考える。

これまで再三述べているところであるが、保育所施設の整備にあたって第一に考えるべきは、乳幼児の健全な発育と安全な保育の実施をいかに確保するかである。面積基準の緩和は、この点の議論及び検証を十分に行った上で、待機児童への対応の最後の手立てとして検討すべきものである。

現在、各区においては、新たな保育所の整備や国基準の中での定員改定など様々な努力を重ねており、こうした取り組みは多くの区民からも評価を得ているところである。また、現時点で、このたびの条例改正による面積基準の緩和を積極的に取り入れようと考えている区はないと言っている。

都独自の基準を定めてまで面積基準を緩和することの意義が見出せないところから、本日の審議にあたり、面積基準緩和に係る部分については、改めて反対の意見を表明するものである。

以上でございます。

○網野委員長 成澤委員から、本日、出席されておりませんが、意見をいただいております。これまでの部会長の説明にもありましたが、多数意見とともに少数意見、その重要な意味ということについてはいろいろ深く受け止めながら進めておりますので、今後の方向についても今の

御意見を委員の皆様方にも読ませていただきました。

いろいろな御質問のほかにコメント、意見をいただきました。まず第一に、今回の審議で一番重要な点は国の3つの基準の在り方のうち「標準」という部分についての東京都の対応ということがありました。

先ほど部会長からも報告いただきましたように、東京全体での待機児童対策ということを考えたときに、入所している子供たちの成長、発達を十分に保障する、この重要性は私たちだけ一人異なる見解はないかと思いますが、更には東京全体での現在の保育のニーズ、さまざまな子育て家庭の状況を考えたときに、子供の最善の利益は入所している、日々通っている子供たちだけではなくてということへの思いがあったかと思います。

その上で、あくまでもこれは待機児童対策、待機児童の問題が解消するまでという緊急暫定的な措置ということで、部会の中で意見を集約したということになっているわけでして、この点をいつも踏まえておきたいと思います。

それから、いろいろ委員の皆様からいただいた御意見の中で特に最低基準という意義について改めて確認する必要があるということが出てきたかと思います。特に東京都が「基準」という表現を今のところ進めておりますが、あくまでも最低基準ということを基本にし、その維持・向上を図ることが最低基準の意味という、そのとらえ方を大事にしたいという御意見をいただけたかと思います。

更には、条例を定めた上で何か課題が生じたりした場合に、見直しのできるような体制あるいは附帯事項で何か付けていただきたい、そのようなお話をいただきました。これらも十分に踏まえながら、更には、まだ専門部会は全部終わっておりませんが、この内容で深めて、そして、東京都として条例の策定に向けて作業していただきたいと思います。

それでは、この専門部会の御報告を受けまして、本委員会においても本日、示されました事務局からの提案の内容について了承していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、これまでの議論のことを十分に踏まえながら今後、進めさせていただきたいと思います。

この後、障害児施設の設備及び運営に関する基準、これが残っておりますので、引き続き専門部会において審議していくという事務局の提案について、これもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を検討する専門部会」におきまして、障害児施設の基準の審議を今後、お願いしたいと思います。柏女部会長、お手数をおかけしますが、とりまとめをよろしくお願いいたします。

なお、障害児分野におきましては、実務的な視点も生かしながら審議を進めていきたいということもありますし、障害児施設などに従事されている方などに臨時委員としてお入りいただいた方がよいかと思います。

それでは、このことについて事務局から御説明をお願いします。

○計画課長 ただいま委員長からお話をいただきましたが、より専門的な審議を進めていくため、児童福祉法第9条第2項及び第3項の規定に基づきまして、障害児施設に係る分野の方々の中から臨時委員を委嘱したいと考えております。

人選については、委員長、副委員長、事務局において調整をして進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○網野委員長 1つ御紹介させていただきたいと思いますが、今後の専門部会、まだ引き続き行われますが、実は昨年と言っても先週ですけれども、昨年の12月27日付で東京都民間保育園協会から審議会の委員長あてに意見書が提出されました。特に、今の議論もそうですが、保育園関係についてはいろいろ検討する部分が多かったわけありますけれども、具体的なこのような基準でという意見というよりもむしろ要望に近い内容をいただいております。

これにつきましては、専門部会でこの内容について改めて提示しながら、また進めていきたいと思いますので、併せて御報告いたします。

それでは、児童福祉法上「特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる」とされておりまので、障害児関係に造詣の深い委員の方につきまして、委員長、副委員長、事務局で調整して進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、本日、御承認いただきましたことに沿いまして、障害児施設の設備及び運営に関する基準について、専門部会で御審議いただきまして、その結果をまた本委員会に報告させていただき、御意見をいただくという手順で進めていきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、審議事項に続きまして、報告に入りたいと思います。

専門部会（児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて）、この緊急提言についての報告です。この専門部会は前回の委員会で部会委員に磯谷委員、犬塚委員、柏女委員、高田委員、松原委員、中板委員を指名させていただきました。そのほか臨時委員として、委員長、副委員長、事務局と相談の上、今田委員、武藤委員に御就任いただき、部会長には松原副委員長にお引き受けいただきました。私もオブザーバーとして参加させていただいております。

この専門部会は8月上旬に設置されまして、現在まで3回開催されております。また、早々に、非常に重要な時期における緊急提言という必要性がありまして、これもなされました。

それでは、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○家庭支援課長 それでは、私の方から資料4の説明をさせていただきたいと思います。

専門部会（児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて）は平成23年8月5日に第1回の会議が開催されました。その会議の席で今後、部会で検討する課題として3つの課題、地域ネットワークの強化というのが課題1、課題2として、地域における未然防止策、要支援家庭の早期発見、支援策の推進、課題3として、相談援助部門の機能強化という3つの課題の整理が行われました。

併せて、その席におきまして部会長から専門部会の設置という機会をとらえ、少しでも早急に具体的な施策につなげていくために都に対し緊急提言を行うことの御提案がございまして、部会において決定をされました。

これを踏まえまして資料4にございますとおり、8月31日に専門部会の部会長から都知事に対して緊急提言が行われたものでございます。この緊急提言は3つの対策の提言から成っております。

1点目は、児童相談所において相談援助業務の中心的役割を果たしております児童福祉司、児童心理司のさらなる増員を図ることでございます。

2点目は、医療、保健分野の専門性を有し、保健所や医療機関など関係機関とのコーディネーターとなる人材を児童相談所に確保することでございます。

3点目は、保護者等への対応や警察との連携を強化するための人材を児童相談所に確保することです。

本緊急提言を受けまして、都では次のような取組みを進めております。

まず1点目に関してでございますが、現在、平成24年度の予算・人員要求におきまして、児童福祉司を各児童相談所に1名増員する旨の要求を行っておるところでございます。

また、2点目に関しましても、保健師の資格、経歴を有する方を非常勤職員として各児童相

談所に1名新たに配置する旨の要求を行っておるところでございます。

更に3点目に関しましても、警察官のOBを非常勤職員として各児童相談所に1名新たに配置する旨の要求を行っておるところでございます。これにつきましては、去る12月20日に警視庁生活安全部と福祉保健局との間で締結いたしました確認書におきましても、児童相談所の法的対応機能及び一時保護機能の強化に向けて、警察官OB等実務経験者の各児童相談所への配置実現に努める旨、確認をしておるところでございます。

なお、その後の第2回の会議ではこの緊急提言の報告が行われましたが、それと併せまして先ほど整理をいたしました課題1の地域支援ネットワークにつきまして更に焦点を絞り、課題の整理と詳細な御審議をいただいたところでございます。

また、第3回の会議では、地域支援ネットワークの強化につきまして引き続き御審議をいただき、その中で先駆的な取組みといたしまして、港区、多摩市の2事例の紹介がございまして、紹介の後、検討の視点と解決の方向につきまして御審議をいただいておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、資料4に沿って御説明をさせていただきました。

なお、先ほどの緊急提言の1点目でございますが、児童心理司につきましては、後ほど御説明する里親支援の強化と併せまして要求をしておりますということを併せて申し述べさせていただきます。

簡単ではございますが、御説明を以上とさせていただきます。

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、部会長をされました松原副委員長、お願ひいたします。

○松原副委員長 資料4にございますように、我々の部会は1年間をかけて議論をするということとまだ議論の途中でございますが、まず、この対応の中核となる児童相談所の力を高めていただきたいということで、今、事務局から御紹介のありました緊急提言をさせていただきました。

お読みいただいてわかるように、とは言え児童相談所単体の力を高めるだけではなかなかうまくいかないということで、それぞれの連携を深めたいということで2番目と3番目のような形の提言をさせていただき、今後は地域との連携も含めながら総合的な児童虐待対策といったことについて、この部会で検討させていただき、今年の8月ぐらいをめどにまた報告書を作成し、この審議会の方にも御報告あるいは御検討いただく機会を得たいと思っております。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございました。

それでは、この専門部会に関しまして、もし皆様方から御質問、御意見がございましたら、是非、お聞きしたいと思います。

平湯委員、どうぞ。

○平湯委員 平湯です。

3項目のうちの上の2つはよくわかったのですが、3つ目の警察官のOBを入れるということについて、報告に対する質問ですので、質問としてお尋ねするのですが、どの程度の実例でこういうOBを配置することが有効であったという基礎事実と言いますか、お尋ねしたいと思います。

○網野委員長 お願いします。

○家庭支援課長 これの検討に当たりまして、OBを配置している自治体等への検証は直接とつていかない部分がございますが、現在、東京都の方で現役の警察官を派遣していただいているとして、1人は本庁の方、1人は児童相談センターに配置をしていただいておるのでございますけれども、本庁の方では警視庁との連絡が来ていただいたことによって、かなり円滑に進んでいるという現状もございます。

児童相談センターの方では虐待対策の最前線に同様に立っていただいているとして、警察官としてのノウハウや警察署との連絡について非常に有力なことをやっていただいているということがございます。

そういう事例もございますので、私どもいたしましては警察官人材を是非、派遣していただきたいということで、警視庁との協定の中でOBという形での派遣ということで調整を進めたということでございます。

○網野委員長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○渡辺象委員 この3つの提言とも児相の人員を増員する、人材を増やすということなのですが、人員増員が成れば虐待防止に非常に有効かというと、勿論、有効ではあるとは思いますけれども、貧困対策とか虐待者への支援とか、そこら辺のシステムの問題、それと原因究明というのが非常に重要ではないかと思います。死亡事例については虐待検証の方で1年間に2例ほどされているようですが、実際に虐待と思われる6～7例、特にまた今年は増えているようですが、その全例検証です。児相の方で既に検証されているという事例についても我々にもわかるような形で発表していただいて、そういう初期事例、重度な死亡事例、それぞれの検証を

深めていった方がいいのではないかと思うのです。連携がやはり重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○網野委員長 松原副委員長、お願いします。

○松原副委員長 渡辺委員が御指摘のとおりで、非常に連携が大切だということは我々も認識しております、各専門機関、医療も含めてですけれども、その連携にとどまらず、各区市町村、そういった地域との連携も視野に含めて、おっしゃるように総合的にこれはやっていきませんと、ピンポイントで何かやれば解決するということではありませんので、そういった視点で今、先ほど事務局から御紹介がありましたけれども、3つの柱を立てて検討をしております。

死亡事例につきましては、昨年度分までは既にホームページ等でも公開をしておりますので、是非、御参考いただきたいと思います。今年度、検証している分については、まだ全体としてまとまっておりませんし、後ほど、里親養育家庭での死亡事例について経過報告もあるかと思いますけれども、今年度も各委員お忙しい中、時間を割いて検証していただいて、その結果については年度末、今年は少し数が多いので、場合によると年度をまたいでしまうかもしれませんのが、なるべく早めに都民の皆様には触れるような形で御報告をしたいと思っております。

それぞれの事例で何が原因だったかということですが、個別の事例の積み重ねですので、これを各関係機関、地域の住民の方にまたお読みいただいて、おっしゃったように総合的に何ができるかということを皆さんと一緒に考えていく、その手立てとして報告書が役に立てばいいなと思っています。

○渡辺象委員 ちなみに我々、東京都医師会としましても先月、乳幼児保健委員会というものが立ち上がりまして、虐待についても、我々医者側または病院側が虐待事例について意識がもう一つ低いのではないかということで、これからまた更に詰めていきたいと考えております。

○松原副委員長 是非、私としてもよろしくお願ひしたいと思います。

○網野委員長 ありがとうございました。

花崎委員、どうぞ。

○花崎委員 松原委員からのお話がありましたが、もうよろしいのですけれども、児相の強化だけでは対応できないということで、緊急としてこの3つが挙げられていますが、この中に地域社会あるいは市町村とのつながり、地域の重要なポストの人たちとのつながりのようなものも入れないと、なかなか児相と地域がつながっていかないというのが現状ですので、その辺が主導できる体制を都の方でとていただく方がいいのかなと思ったものですから。

でも、その視点について今、お話をいただきましたので、結構です。

○網野委員長 ありがとうございました。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 虐待問題を語るときに、どうしても加害者をどういう位置づけにするかということ
が非常に難しいと思います。警察がここに登場すれば、当然、犯人になってしまう。刑法と
民法だとかの対象になってしまうのではないかという見方を社会の人たちはします。

私たちが子供たちを見ているときに、そこで起こる虐待は必ずしもそういう状況ではない。
むしろ子供と一緒に親御さんたちも正しい養育という環境を用意してあげる必要があるのではないか。
それによって改善していくわけであって、更に今、児童養護施設には一時保護委託で
依頼される子供たちが増えているのです。

要するに、児童相談所の一時保護所が今、満床であるということと同時に、まだ加害の状況
が必ずしもどういう状況だったかという判断がし切れない。そういうことから児相の人員増で
強化しようということでもあろうと思うのですけれども、何か子供をさておいて大人の問題で
どうしても対応しようとしてしまって、結果的に子供が死亡していく例もあるわけで、何かそ
の辺の解釈または児童相談所の見立てがもっと明確に、ある意味では即応的にできる仕組みが
必要なのではないかと思います。

児童養護施設にも長期、何か月も一時保護で来ている子たちは、これは措置ではありません
から、養育上の責任は措置児としての施設側にないわけなのです。しかし、そういう加害者から
子供を守らなければいけないということで、教育的に学校へ通えず、施設で守っている場
合もありますし、費用的にも措置費ではなく日常生活に必要な費用だけで見ていること
もあるわけで、何か子供にもっと視点を当てた対策がとれないかどうかというところが今回の
緊急提言の根底にあるのではないかと解釈したいと思います。

それだけ社会が虐待に対して関心を持って通告することがそれだけ日常的になったとい
うことは望ましいことかもしれませんけれども、もう一方、そういう子供たちがそれによって将来、
傷をぬぐえないままに生きていくこともあるわけです。自分の親がそういうことをした
のだということで、施設に措置されている子供たちと生活をしていく中で、最初は自分が悪か
ったと思いながらも親を憎むという表現をする子たちが増えてまいりました。

でも、家族機能を回復する支援により、そうさせない親にしていく手立てがもっとあってい
いのではないかと現場にいて思うわけです。

○松原副委員長 ありがとうございます。

委員には武藤委員も入っていただいておりますので、児童養護施設の御苦労はお話を伺って

おります。その点も全体の議論の中で生かせると思いますし、御指摘のように子供を第一にということは我々、全員そのつもりであります。

警察OBの配置についてもお読みいただきますように、初期対応のところで何とかしたいということで、子供の命を救わなくてはいけないような事態とか、あるいは成長等が著しく阻害されていてなかなか介入をしにくいという親たちも一部にはおりますので、そういったときの連携のための手立てでありまして、全体としては親の支援ということを考えながら、その対応は考えていかなくてはいけないと考えております。

ありがとうございました。

○網野委員長 非常に貴重な御意見をいただきました。特に部会長からもその考え方について御説明いただきました。

この専門部会は先ほどお話がありましたように、8月ごろまで引き続き審議を行って、その上で提言をまとめていただくということになっております。引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、先ほど来のお話と関係するのですが、報告の2番目に里親支援についてというものがございます。冒頭の杉村局長のごあいさつにもございましたが、昨年8月、養育家庭の里母が逮捕されるという事件が起きました。児童虐待死亡事例等検証部会におきまして、現在、検証を行っていただいているところです。この事件を受けまして、都においては里親支援の強化に向けた検討を進めているということをお聞きしております。

そこで、この件について本日、御報告をお願いしたいと思います。事務局からお願ひいたします。

○家庭支援課長 それでは、私の方から資料5に沿いまして、里親事例に関する児童虐待死亡事例等検証部会における審議及び都の取組みについて御説明をさせていただきます。

まず、里親事例の概要等について御説明いたします。

報道機関による報道等で御存じかとは思いますが、平成22年8月24日、杉並児童相談所が養育家庭に委託していた児童が養育家庭宅の階段下に倒れているのが発見され、医療機関に搬送されたが、残念ながら死亡が確認されました。

その後、平成23年8月20日に里親が傷害致死容疑で逮捕され、現在、この後、行われることになる刑事訴訟に向けまして、司法当局による捜査が行われているところでございます。

この児童及び養育家庭の状況でございますが、本件児童は死亡当時3歳7か月で平成21年9月より本件養育家庭に委託されておりました。本件養育家庭は里母、里父とも40代前半。

また、この御家庭には実子として当時、中学生と小学生の女児が2人おります。

事件の経過につきまして、恐れ入りますが資料5の4ページ目の別紙をごらんいただきたいと思います。本件の養育家庭は平成19年11月8日に養育家庭認定登録を申請し、翌年の1月23日に里親認定部会に諮問、基準に照らし適格との御判定をいただき、養育家庭として認定登録されております。

本児と本養育家庭との交流の経過ですが、平成21年3月6日に交流を開始し、8月までは本児が当時、入所しておりました乳児院において交流を行い、その後、8月11日から本件養育家庭宅への外出、宿泊を行い、9月16日から正式に本件家庭に養育家庭委託が開始されたものでございます。

委託後の経過といたしましては、同年11月1日から養育家庭の御要望により保育所の利用が開始されました。また、翌年22年1月には里母からの要望により、児童相談所において本児の心理面接、3月には児童精神科医による医師面接を行っております。

児童相談所では本児と養育家庭の状況の確認につきまして、委託時及び委託1か月後の家庭訪問、児相と里親会が共同で開催いたしましたクリスマス会やバーベキュー大会の場での確認、担当児童福祉司が電話による20回の状況確認などを行っておりますが、結果といたしまして虐待等をうかがわせる兆候等は把握しておりませんでした。

恐れ入りますが、資料の1ページ目にお戻り願います。本事例の概要等は以上でございますが、里母の逮捕を受けまして、昨年8月29日より児童虐待死亡事例等検証部会におきまして本事例の検証が行われております。

本事例につきましては、まだ裁判も始まっておらず、事態のすべてが解明、確認されたとは言えない段階ではございますが、里子が養育家庭の養育環境下で死亡した事案として見た場合、今後、こうした事態の防止が確保できるかどうかは養育家庭制度の根幹に関わる重大事であるとの認識のもと、ペーパーの方にも挙げましたが、6点の視点から検証を進めていただいております。

1点目として、本養育家庭の認定は適正だったのか。ここでは都における養育家庭の認定の在り方についても検証していただいております。

2点目として、児童相談所によるマッチングは適正に行われたのか。

3点目として、児童相談所は交流期間から委託後を通じて、里子、養育家庭の状況をどれだけ把握し、評価していたのか。

4点目として、委託後について児童相談所による養育家庭への援助は十分行われていたの

か。

5点目として、児童相談所は関係機関からの情報をどれだけ把握できていたのか。

6点目として、保育園や医療機関などの関係機関の対応は適切であったか。

これらの視点の下、2ページ目にございますとおり、検証部会では昨年8月に検証を開始し、関係機関のヒアリングを行い、これまで4回本事例について集中的に御審議をいただいているところでございます。本日、この本委員会の後、第5回目の会議を開催し、報告の最終検討が行われる予定となっております。

なお、本事例についての検証部会の報告は中間のまとめとして、とりまとめられる予定でございます。これは、現時点で把握されている事実に基づく検証であること、それから、今後、裁判を通じて更に事実が明らかにされていくことが考えられ、そうした事実を踏まえて必要に応じて検証を深めていくことから、中間のまとめとされているものでございます。

最後になりますが、3点目として、本事例の発生を受けて都の取組みについて御説明をいたします。

都では里親支援の強化に向けて、この検証部会の中間のまとめを受けた上で取組みの全体のとりまとめを行い、実施をしていく予定でございますが、現在、大詰めを迎えております平成24年度予算・人員要求におきましては、先行する形で次の事項を反映しているところでございます。

まず、児童相談所の養育家庭支援体制の強化といったしまして、1つは、先ほど資料4の御説明の中でも触れましたが、各児童相談所に1名、児童心理司の増員を要求しております。この心理職員は里子の自立支援計画策定の際の心理診断や新規委託から半年後に里子の心理面談などをを行うものでございます。

また、各児童相談所において養育家庭担当の児童福祉司とともに、管内の養育家庭の状況把握や支援、養育家庭同士の交流事業等を担当しております非常勤の養育家庭専門員につきましては、現在は各児童相談所に1名ずつ配置されておりますところを、24年度から養育家庭の数等を考慮いたしまして、品川児童相談所、小平児童相談所、八王子児童相談所の各相談所に1名ずつ増員することを要求しております。

次に、都の委託を受けた民間団体が養育家庭に対する寄り添い支援を実施いたします里親支援機関の拡充についても要求をしております。現在、児童相談センター、品川児童相談所、八王子児童相談所の3か所で実施いたしております里親支援機関事業を平成24年度はすべての児童相談所11か所で実施することを要求しております。

また、里親支援機関による里親支援のメニューにつきましても拡充すべく要求をしております。初めて委託を受けた養育家庭等につき、新規委託時に訪問してフォローアップを行うサービスはこれまでどおりの実施となります。里親カウンセリングにつきましては、これまで希望する里親だけを対象としておりましたが、希望する養育家庭の家族全員に対象を拡大いたします。

また、委託中の養育家庭の定期巡回訪問を考えております。それから、里親の負担軽減のための養育家庭への育児・家事援助者の派遣、夜間土日の養育支援などのサービスを平成24年度に実施すべく要求をしているところでございます。

先ほど非常勤の養育家庭専門員の配置につきまして「品川児童相談所」と申しましたが、訂正させていただきます。「立川児童相談所」でございます。立川、小平、八王子の3所でございます。失礼いたしました。

以上、簡単ではございますが、資料5に沿いまして御説明をさせていただきました。

○網野委員長 ありがとうございました。

非常に深刻な事例を受けて、本日、この後、中間まとめの最終案をこれから検討していくこと、それから、特に東京都として行政的にも緊急に里親支援の対応を進めるという点での報告をいただきました。

このことについて御質問、あるいはもし御意見などございましたら、お願いしたいと思います。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊淳子委員 渡邊と申します。

ただいまの御説明の中で1点確認させていただきたいのですけれども、児童心理司の増員を各児童相談所で1名ということですが、御説明の中でこの児童心理司の方は里子の自立支援のためとおっしゃったような気がしたのですけれども、里子あるいは里親さん専門の心理司を付けるという御趣旨でしょうか。

○家庭支援課長 今の児童心理司の増員でございますが、里子の業務のみを行うという形での増員要求ではございません。先ほど資料4の説明でもいたしましたが、虐待対応等についても行ってまいりますけれども、里子の支援についてより強化するために増員を図っていくというものでございます。

○渡邊淳子委員 先ほどの緊急提言とも関係するのですけれども、児童福祉司及び心理司の各増員ですが、今のお話のように、児童心理司を増員しても里子あるいは里親専門ではなくて、全

般の心理担当をすることだと、多分、初期対応での心理の役割も、今でも不十分な状況ですので、かなりそちらで手を取られ、養育家庭支援体制の強化に直接つながらないのではないかと思います。

児童福祉司さんも各児童相談所で1名の増員ということは、なかなか予算的に厳しいことは重々わかつてはおりますけれども、この程度の増員ではなかなか今の児童相談所の現状を開拓するのは難しいのではないかと思っておりますので、児童福祉司及び心理司の双方をもう少し集中的に増員をして事態を開拓するという方向で是非、御尽力いただきたいと思います。

○網野委員長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 何か私、発言が多くて申し訳ないのですが、幾つか御質問したいのです。

私も審議会の里親認定部会の委員をさせていただいておりますが、認定するときに附帯事項が付きますね。例えば幼児を希望される方がいても、この御家庭であれば里母さんはお忙しければ、やはり幼児は無理だから高齢児ならいいでしょうとかということは申し上げます。それが児童相談所の方に通じていくのかどうか。

もう一つ、これは難しい話かもしれません、東京都は全国に先駆けて審議会の答申を受けて独自の里親制度の内容として、養育家庭センターをかつて児相とタイアップする児童養護施設とか乳児院、公立の施設に設けました。それが約30年間続いたのですが、私も制度立ち上げのプロジェクトに参加し、その後センター長も含め約30年関わりまして、夜でも里親さんからいろいろなSOSがあれば飛んでいくような一定の地域を分担してやるやり方でしたから、1ぐらいの範囲の中で私も桧原村などにも行きました。里親さんの要請に対して即応的に対応できるセンターがあったのがなぜ廃止されたのかというところがいまだに私は納得いかないです。時間センター長を30年やりまして、夜でも里親さんからいろいろなSOSがあれば飛んでいくような一定の地域を分担してやるやり方でしたから、1時間ぐらいうる範囲の中で私も桧原村などにも行きましたけれども、そういう割に里親さんの要請に対して即応的に対応できるセンターがあったのがなぜ廃止されたのかというところがいまだに私は納得いかないです。

いまだにその当時の里親さんたちは、施設に集まりを持っていろいろな会合をやったり、研修をやったりされておりますけれども、制度的にはなくなつたわけです。それが児童相談所に全部移管されたわけですけれども、里親さんたちからはかつての状況が非常に評価されている。今は当時と同じようなサービスが受けられないのだという苦情もあるわけで、何でよかつたも

のがだめになったのか。もしだめなものがあるのだとしたら、何でそれを改善して継続しなかったのかということをいまだに思っております。里親さん方と会うたびに、里親さんからそういう愚痴話みたいなものを聞かせられるのです。

ですから、何か里親養育を今後、国も制度的には社会的養護として3分の1は家庭的養護として位置づけようとしているわけですから、その里親さんたちに対する支援する多様なサービスができるだけしていかない限りは充実できないと思うのです。施設の場合にはある程度の機能を持っているから施設に預ければ一件落着かもしれませんけれども、里親さんはそういうわけにはいかないと思うのですが、いかがでしょうか。

○育成支援課長 まず1点目の認定部会における児童相談所に対するコメントの取扱いでございますが、これはすべてマッチングのときに参考にできるように必ずシステムの中にきちんと記載されて閲覧できるようになっておりますので、十分生かされている、参考とさせていただいているところでございます。

それから、養育家庭センターの廃止につきましては、平成13年度末をもって廃止という経過でございます。これは高橋委員から非常によかったですのではないかという御意見をいただいたところで、私も当時、直接関わっているところではないところがございますので、正確ではないところがございますが、当時、この養育家庭センターについてはおっしゃられるように、引き続き残してほしいという意見と児童相談所が直接支援をしてほしいという意見の両方があったと聞いております。

もう一つの状況といたしましては、養育家庭が当時、委託児童数が200家庭ぐらい、ずっと横ばいで伸び悩んでいた状況もございまして、そういったさまざまな状況を踏まえて都として体制を変えたと理解しているところでございます。

○網野委員長 里親に関しては本当にいろいろな試み、歴史も古いでし、例えば養育家庭センターなどに関する歴史もありますが、本当にこのような大変な問題が重なる中での対応をどう進めるか。一つひとつが非常に重要かと思います。

具体的な対応、更には本質的な部分をもう一度、探りながらという2つの点からいろいろ御質問、御意見をいただけたかと思います。

そろそろ時間も迫ってまいりましたので、この件についてはここで報告をし、貴重な御意見をいただいたことを踏まえて、本日、この後、早速また中間まとめの最終案を作成していただく。本当に大変な作業が重なっておりますが、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の審議については以上とさせていただきますが、最後に今後の日程などにつ

きまして事務局から御説明をお願いします。

○計画課長 本日、審議事項とさせていただきました東京都が条例及び規則で定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の案につきましては、本日、御了承いただきまして、誠にありがとうございました。今後、条例及び規則の立案作業に入りまして、準備ができ次第、条例案を都議会に提出したいと考えております。

また、本日ちょうどだいいたしました貴重な御意見につきましても、今後、開催いたします専門部会等で改めて御報告をさせていただきまして、また、部会委員の皆様の御意見は次回の本委員会で御報告をさせていただきたいと思います。

次回の専門部会は、障害児施設の基準について御審議いただくことになりますので、政省令の公布後、速やかに専門部会開催の上、御審議をちょうどだいしまして、御意見をとりまとめていただきたいと考えております。

専門部会の日程等については、後日、部会委員の御都合を調整の上、決めさせていただけた
いと思います。

以上でございます。

○網野委員長 それでは、専門部会の日程については、今のようなことでまた決定したいと思
います。大変重要ないろいろな事柄について報告、審議が行われました。本当に新年早々にもか
かわらず、熱心に御参加いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、本日の第3回本委員会をこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。